建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年４月21日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　立建設株式会社　三好　寿翁　兵庫県姫路市西延末269－６　国土交通大臣許可（特―17）第4315号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年４月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本エレクトロニツクシステムズ株式会社　西村　司郎　大阪府大阪市淀川区西中島５－５―15　国土交通大臣許可（般特―20）第17901号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年５月６日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日の本土木株式会社　鍋島　和史　大阪府堺市北区百舌鳥陵南町３―224　国土交通大臣許可（般特―18）第16924号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年５月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年５月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オオトミ建設株式会社　山田　勝彦　大阪府枚方市菊丘町９―55　国土交通大臣許可（般特―17）第2658号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年５月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社メディアート　中井　　潔　大阪府大阪市天王寺区生玉町３―10　国土交通大臣許可（般特―18）第17169号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業、電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年５月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関西ペイントエンジニアリング株式会社　柴田　健二　大阪府大阪市中央区今橋２－６―14　国土交通大臣許可（般特―20）第20273号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、塗装工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年４月16日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社海邊組　海邊　俊行　和歌山県新宮市三輪崎３－２―11　国土交通大臣許可（般特―21）第2999号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鉄筋工事業、板金工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年５月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大工園設備工業株式会社　山本　　克　兵庫県神戸市中央区磯辺通１－１―18　国土交通大臣許可（般特―20）第22836号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年５月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 10 月 25 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年４月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ゴセケン　西本登美雄　奈良県御所市大字室1193―１　国土交通大臣許可（特―17）第9344号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年４月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。